

No.	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	決定年月日	適用条項	事案の概要
1	その他不正又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号新宿パークタワー7階 東京ガスコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 早川 美穂	令和8年4月24日から 令和8年5月23日まで (1か月)	令和8年4月23日	第2条第1項 (別表第2第7号ロ)	当該業者は、資格要件を満たさない者を工事現場の監理技術者として配置していたことにより、令和7年10月23日に東京都から建設業法に基づく営業停止命令を受けた。
2	その他不正又は不誠実な行為	大阪府大阪府中央区南船場二丁目3番2号 東洋シャッター株式会社 代表取締役 岡田 敏夫	令和8年4月24日から 令和8年5月23日まで (1か月)	令和8年4月23日	第2条第1項 (別表第2第7号ロ)	当該業者は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有していない者との間で締結していたことにより、令和8年2月24日に国土交通省近畿地方整備局から建設業法に基づく営業停止命令を受けた。